

建築確認申請に伴う消防同意に関して（よくある質問）

Q1 消防同意・消防用設備等に関する協議はどこで行っていますか？

A1 確認申請をともなう工事の事前協議は、消防本部予防課で行っています。
確認申請が不要の場合は、建物所在地を管轄する消防署の予防係が窓口となります。

Q2 協議する場合は予約が必要ですか？

A2 対応できない場合があるため、電話にて事前予約をお願いします。
なお、メールでも相談可能なので、下記のアドレスまで函面等を添付して送信してください。

【予防課】 sh-yobou@city.gifu.gifu.jp

Q3 確認申請時に消防用の書類は必要ですか？

A3 政令対象物の場合は、確認申請書に加え「消防用設備等（特殊消防用設備等）の工事計画書」の提出をお願いします。確認申請書と不整合のないようにしてください。

なお、住宅や長屋住宅の場合は、消防用の書類は不要です。

【申請書】 <https://www.city.gifu.lg.jp/kurashi/syoubou/1001560/1012498.html>

Q4 受付から同意まで、どれくらいの期日がかかりますか？

A4 防火に関する法令等に適合する場合は、建築基準法第6条第1項第3号に係るものは3日以内、その他のものは7日以内の同意となります。（修正等のない場合に限りです）

なお、郵送等による受付・返送の場合は、さらに郵送日数が必要となるため、余裕をもったスケジュールで申請をお願いします。

Q5 消防同意を早くする方法はありますか？

A5 ありません。受付した順に審査を行っています。特定の申請を優先審査することはできませんのでご了承ください。

Q6 設計者（代理人）による確認申請書の持ち回りはできますか？

A6 消防同意は、建築主事又は指定確認検査機関からの依頼であるため、設計者（代理人）による確認申請書の持ち回りはできません。

Q7 消防同意後に計画の変更がありますがどうすれば良いですか？

A7 面積・構造・用途・消防用設備・開口部等の変更がある場合は、軽微な変更でも必ず消防本部予防課までご連絡ください。

Q8 消防同意時によくある修正事項を教えてください。

A8 別紙 「消防同意 よくある修正事項」を確認し、申請時に訂正のないように
お願いします。

【確認申請が必要な場合の問い合わせ先】

- 岐阜市消防本部予防課 058-262-7163

【確認申請が不要な場合の問い合わせ先(建物所在地の管轄消防署へ)】

- 岐阜中消防署 予防係 058-262-7165
(岐阜市内 JR 高山本線より北かつ長良川より南の地域)
- 岐阜南消防署 予防係 058-272-2012
(岐阜市内 JR 高山本線より南の地域)
- 岐阜北消防署 予防係 058-231-5308
(岐阜市内 長良川より北の地域)
- 瑞穂消防署 予防係 058-327-0119
(瑞穂市内)
- 山県消防署 予防係 0581-22-0119
(山県市内)
- 本巣消防署 予防係 058-324-0119
(本巣市内、北方町内)

余裕をもったスケジュールで申請をお願いします。
迅速・確実な審査にご協力をお願いします。

